２００５年3月１８日

愛媛県経営者協会
会長　関　啓三　殿

日本労働組合総連合会愛媛県連合会
会長　河野　廣美
連合愛媛　中小共闘センター委員会
委員長　松本　修次

要　請　書

貴職におかれましては益々ご清栄のことと存じます。また、日頃からの愛媛県における労働行政推進のご努力に対し、心より敬意を表します。

さて、日本経済は一時の危機的状況から脱し回復過程にあるといわれています。しかし、それは一部の大企業や業種、あるいは東京を中心とする大都市に限られたものであり、地方の中小・零細企業には依然として厳しいものがあります。『バブル崩壊以降、最高水準に達しようとする経常利益』が出る裏には、地方の中小・零細企業や労働者の多大なる犠牲が存在すること言うまでもありません。

さらに、労働者においては、景気回復の実感さえ持てず、税や社会保障の負担増が生活に追い打ちをかけ、今後一層の生活の切りつめを強要される状況です。このような現状を打開し、地域経済の活性化をするためには、安定した労使関係のもとで、安定した雇用・労働条件の確保と地場中小企業の経営安定により、消費を拡大することが重要だと考えています。特に南予地域の雇用問題については、早急にかつ立場の壁を越えた総がかりでの対策が必要であると考えています。

つきましては、下記の通り要望しますので誠意を持って回答頂きますようお願いします。

― 記 ―

1. 労働条件改善について

連合愛媛傘下の構成組織が行う賃上げを中心とした『2005 春季生活闘争』の諸要求に関わる団体交渉については、誠意を持って交渉されるよう指導すること。（連合愛媛では今次春闘を『中小春闘』と位置づけ、賃上げでは『５，５００円』というミニマム要求基準を設定）

2. 雇用･労働対策全般について

（１）高齢者の雇用対策について

『高齢者雇用安定法』の改正に伴い、年金受給年齢までの雇用継続制度が努力義務から実施義務になりました。「原則、希望者全員を継続雇用する」という趣旨を踏まえ、労働組合との協定による制度化を図るよう指導されたい。

（２）若年者の雇用対策について

全国で下から 3 番目に悪い若年層の完全失業率（16.3%）を踏まえ、愛媛県が実施している若年者就職支援センター『愛 WORK』や『愛媛型日本版デュアルシステム』、及び高校生を中心とした『インターンシップ』施策などに対し、積極的な協力をするよう会員に指導されたい。

（３）ワークシェアリングの普及啓蒙について

昨年度から貴会と協働で運営している『愛媛県地域労使就職支援機構』にて進めている『ワークシェアリング研究会』の研究結果を参考にし、高齢者・若年者の雇用対策として『ワークシェアリングの手法』を活用するよう会員に周知されたい。

（４）南予地域の雇用対策について

企業撤退が続く南予地域について、早急にかつ立場の壁を越えた総がかりでの対策が必要であると考えるので、労使お互いの英知を出し合い解決できるよう協力いただきたい。

3. 不払い残業の撲滅について

明らかな法律違反である『不払い残業』を撲滅するため、政(労働局)・労(連合愛媛)・使(経営者団体)による「法令遵守の共同宣言」を行うとともに、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について（厚生労働省通達)」の周知とあわせ、会員への指導を徹底されたい。

4. パート労働者の均等待遇と男女平等社会実現について

（1）パート労働者の雇用に際し「文書による雇用契約の締結」が徹底されていない状況が多く見受けられる。今一度会員に対し『労働条件の明示など法令遵守』の指導徹底をされたい。

（2）年々増加するパート労働者等の均等待遇の確保は、多様な雇用形態を保障し、企業の生産性向上にも結びつくものです。よって、パート労働者の均等待遇を確認したIL0「第175条約」「第111号条約」に対し、日本政府の早期批准についてご理解とご支援をお願いしたい。

（3）2005年4月1日施行される改正『育児・介護休業法』について、会員への周知徹底をされたい。また、『次世代育成支援対策推進法』により義務づけられた『行動計画』の労働局への提出について会員に指導を徹底されたい。なお、３００人以下の企業についても『行動計画』を策定するよう、周知啓蒙されたい。

5. 労働安全衛生について

（1）過度の人員削減により、職場の安全管理がおざなりになっている。加えて「派遣法」の改正で製造業務への派遣労働者が認められ、事業所には請負・派遣など様々の雇用形態の労働者が混在しており、安全管理の不行き届きによる災害の増大が大いに懸念される。労働災害は、労働者の生渚や生き様を根底から崩すこととなり、企業活動の阻害要因にもなるので、労働災害が起きないよう労働安全法等を遵守し安全管理に万全を尽くすよう、会員に対し指導・啓蒙をされたい。

（2）長時間労働・過密労働・ストレスの増大・安全管理の不徹底など労働災害発生の要因を取り除き、安心して働ける職場環境をつくるよう、会員への指導を徹底されたい。また、不幸にして発生した場合は、当該労働者・家族の立場に立ち労働災害認定手続きに誠意を持ってあたるよう、会員への指導を徹底されたい。

6. 下請け事業者の保護について

親事業者による下請け事業者への法外な値引き強要など､地位の濫用を防止するために制定された「下請代金支払い遅延防止法」を遵守し、成果の適正な分配と公正な取引を確保するよう、会員への指導を徹底されたい。

7. ミニマム運動について

連合愛媛では、地場中小共闘に参加する労働組合で、「これ以下の賃金では、働かない、働かせない」という地域ミニマム（最賃）を設定し、運動を展開している。２００５年度のミニマム設定金額は以下の通りである。県内労働者の最低限の生活確保を目的とした取り組みであり、より現実的な数値として設定しているので、その趣旨を理解の上、機会をとらえて、会員事業主へ周知徹底をお願いしたい。

２０才	１４４，８００円	２５才	１６３，８００円
３０才	１８１，１００円	３５才	１９７，２００円
４０才	２１２，３００円	４５才	２２６，６００円

以上